

2023年 5月 15日

お客さま各位

沖縄県労働金庫

予約型ローン「リピート」契約変更のお知らせ

平素は<ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2003年3月より取り扱いを開始しました予約型ローン「リピート」ですが、2020年3月の最終取引を最後に新たなご利用はございません。こうした状況を踏まえ、この度、予約型ローン「リピート」契約書規定の第11条（減額・中止・解約）について2023年7月3日（月）に変更し、同日付で実施致します。ご利用残高が0円のお客さまについては自動解約となるため変更内容についてお知らせいたします。

今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■契約変更内容

現行	変更後
<p>第11条（減額・中止・解約）</p> <p>1. 前条各号の事由があるときは、労働金庫は、あらかじめ通知することなくいつでも貸越極度額を減額し貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>2. 借主はいつでもこの契約を解除することが出来るものとします。この場合、借主は労働金庫所定の手続きにより労働金庫に通知します。</p> <p>3. 前2項によりこの契約が解除された場合、借主は、直ちに貸越元利金を返済します。また、第1項により、貸越極度額</p>	<p>第11条（減額・中止・解約）</p> <p>1. 前条各号の事由があるときは、労働金庫は、あらかじめ通知することなくいつでも貸越極度額を減額し貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>2. 借主はいつでもこの契約を解除することが出来るものとします。この場合、借主は労働金庫所定の手続きにより労働金庫に通知します。</p> <p>3. 前2項によりこの契約が解除された場合、借主は、直ちに貸越元利金を返済します。また、第1項により、貸越極度額</p>

<p>を減額した場合にも、借主は、直ちに減額後の貸越極度額を超える金額を支払うものとします。</p>	<p>を減額した場合にも、借主は、直ちに減額後の貸越極度額を超える金額を支払うものとします。</p> <p>4. 次の各場合には、金庫はあらかじめ通知することなく、本契約を解約できるものとします。(1) 契約成立日から3年間貸越の利用がなかったとき (2) 貸越残高が0円となってから3年間貸越の利用がなかったとき</p>
--	---

以上

お問い合わせ窓口
沖縄県労働金庫 融資統括部
【 ご連絡先 098-861-5364 】
【 担 当 儀間／吉元 】
【 受付時間 平日 9：00 ～ 17：00 】